第４章　地域福祉の推進に関する事項への取り組み

４－１　高齢者、障がい者、児童、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

【１】福祉以外の様々な分野との連携

具体施策	主な内容
農福連携の推進	・農福連携は、障がい者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取り組みで、農業労働力の確保や障がい者等の就労先の確保等、双方の課題解決と利益につながります。障がい者の就労継続支援を行う事業所を中心に農福連携の推進に努めます。

【２】各分野横断的に関係する者に対応できる体制

具体施策	主な内容
生活困窮者への支援	・生活困窮者への支援は、市に相談支援員を配置し生活困窮者自立相談支援事業の実施や生活福祉資金等の貸付など、士別市社協等の関係機関と連携し、困窮者支援に努めます。 ・生活困窮者が複合化する課題を有する場合は、各分野の相談員等と連携し、横断的な支援に努めます。 ・士別市社協は、行政機関等の要請により生活困窮者に食料品を提供するフードパントリー事業のさらなる充実をめざします。
ケアラー・ヤングケアラーを支援するための取り組み	・ケアラーとは、高齢・障がい・疾病等により援助を必要とする家族の介護等を無償で行う方であり、そのうち 18 歳未満をヤングケアラーといいます。市は、令和４（2022）年７月にケアラー支援庁内連携会議を立ち上げました。北海道や庁内の関係部署、関係機関と連携し、横断的な支援に努めます。
孤独・孤立対策の推進	・孤独・孤立の問題は、新型コロナの影響等により一層深刻な社会問題となっていることに加え、今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加等により深刻化が懸念されます。令和５（2023）年に「孤独・孤立対策推進法」が公布され国と自治体は、孤独・孤立に関する施策を総合的に推進していくこととされました。国や北海道、庁内の関係部署、関係機関と連携し、孤独・孤立に関する実態把握や官民による連携基盤の構築に努めます。
ひきこもりの状態にある方への支援	・ひきこもりとは、様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には６ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態とされています。令和４（2022）年度に行われた国の 15 歳から 64 歳までを対象とした調査では、ひきこもりの状態にある方は 146 万人と推計されています。国や北海道、庁内の関係部署、関係機関と連携し、相談支援等の体制整備に努めます。
困難な問題を抱える女性への支援	・北海道は、令和６（2024）年３月に困難な問題を抱える女性の支援に関する法律や国の基本方針をふまえ、配偶者暴力防止計画を統合した北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画を策定しました。市は、困難な問題を抱える女性の相談支援や自立支援等、北海道や関係機関と連携し、包括的な支援に努めます。

【３】共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

具体施策	主な内容
横断的な福祉サービス等の展開	・共生型サービスは、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を同一事業所で提供するサービスです。市内の２事業所が指定をうけており、法改正や基準の見直し等の情報提供、情報共有に努めます。

【４】居住に課題を抱える者への横断的な支援

具体施策	主な内容
住まいの確保に配慮が必要な方への支援	・北海道は、平成 29（2017）年の新たな住宅セーフティーネット制度の運用開始に伴い、住宅確保要配慮者への賃貸住宅の供給促進に関する計画を策定し、賃貸住宅の登録制度や居住支援法人の指定等、居住の安定確保に向けた取り組みを総合的に推進しています。国や北海道、庁内の関係部署、関係機関と連携し、横断的な支援に努めます。
高齢者の居住安定に係る施策との連携	・要介護・要支援の認定を受けていない 65 歳以上の方を対象に行っている住宅改修費の助成や福祉用具の購入助成等、在宅生活の支援を進めます。 ・特別養護老人ホームや養護老人ホーム、有料老人ホーム等の事業者と連携し、各施設の特徴や入所状況等を把握し、入所希望者への情報提供等に努めます。

【５】就労に困難を抱える者への横断的な支援

具体施策	主な内容
障がい者への就業支援	・市は、障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針を策定し、その方針にもとづき、障がい者就労施設等が供給する物品等を調達します。 ・士別市自立支援協議会の就労支援部会を中心に、部会や職場見学会等を開催し、障がい者の就業支援に努めます。

【６】自殺対策

具体施策	主な内容
地域におけるネットワークの強化	・上川北部地域自殺対策連絡会議等やケース支援会議等を開催し、自殺ハイリスク者への早期支援等を検討します。北海道、庁内の関係部署、関係機関と連携し、横断的な支援に努めます。
自殺対策を支える人材の育成	・市職員や民生委員児童委員、教職員等へのゲートキーパー研修会等を開催し、人材の育成に努めます。
市民への啓発と周知	・市のホームページやデジタルサイネージ、自殺予防週間や自殺対策強化月間でのポケットティッシュの配布等、いのちの電話や相談窓口等の周知に努めます。
児童生徒の SOS の出し方に関する教育	・市内４校に心の教室相談員を配置し、教師よりも生徒に近い立場で、いじめ等の相談を受け、関係機関と連携し、問題解決に努めます。 ・保護者が子どもの SOS に気づき適切な対応ができるよう、また、児童生徒が自分や友達の気持ちに気づき、援助を求める行動ができるよう、文部科学省や北海道教育委員会が作成したリーフレットなどを配布します。

【７】地域づくりの観点も踏まえた権利擁護

具体施策	主な内容
中核機関及び協議会の整備・運営	・１市３町（士別市、和寒町、剣淵町、幌加内町）は、士別地域成年後見センター（以下「後見センター」という。）の運営を士別市社協に委託しています。 ・後見センターは、中核機関の役割と士別地域成年後見センター運営協議会（以下「協議会」という。）の運営を担うとともに、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。
地域連携ネットワークの支援機能の段階的･計画的な整備	・福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による、権利擁護の相談支援、本人を支える権利擁護支援のチーム体制の整備等に努めます。
地域連携ネットワークの機能を強化するための取り組みの推進	・権利擁護支援としての成年後見制度の適切な利用を通じて尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加につなげるため、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能（受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・支援等）及び後見人支援機能の強化に努めます。
市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進	・成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者や知的又は精神障がい者の申し立てに要する経費や後見人等の報酬の全部若しくは一部を支援し、高齢者や知的又は精神障がい者の権利擁護に努めます。

【８】虐待への統一的な対応や支援

具体施策	主な内容
高齢者虐待	・高齢者虐待コア会議を中心に、警察や庁内の関係部署、関係機関と連携し、高齢者虐待のケース対応、防止対策に取り組みます。 ・市のホームページ等で市民、事業者等への相談窓口の周知等、高齢者虐待防止の普及・啓発に努めます。
障がい者虐待	・士別市障がい者虐待防止センターを中心に、警察や庁内の関係部署、関係機関と連携し、障がい者虐待のケース対応、防止対策に取り組みます。 ・市のホームページ等で市民、事業者等への相談窓口の周知等、障がい者虐待防止の普及・啓発に努めます。
児童虐待	・こども家庭センターを中心に、児童相談所や警察、庁内の関係部署、関係機関と連携し、児童虐待のケース対応、防止対策に取り組みます。 ・市のホームページ等で市民、事業者、児童・生徒等への相談窓口の周知や児童虐待防止月間でのティッシュの配布等、児童虐待防止の普及・啓発に努めます。

【９】犯罪をした者等への社会復帰支援

具体施策	主な内容
再犯防止の推進 ※この施策は、再犯の防止等の推進に関する法律第８条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけています。	・市は、保護司会や更生保護女性会等の活動を支援し、再犯防止の推進に努めます。 ・士別地域拠点ネットワーク連絡会議を中心に、頼れる人や居場所がなく、孤立しやすい満期釈放者などを地域全体で支えます。 ・市や警察、保護司会等の関係機関が連携し、社会を明るくする運動等の再犯防止に関する広報・啓発を実施します。

【10】地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

具体施策	主な内容
生きがいづくりの支援	・高齢者の介護予防や人との交流を通した生きがいづくり等が身近な場所で行えるよう、地域や庁内の関係部署と連携し、通いの場の拡充を図ります。 ・士別市老人クラブ連合会や単位老人クラブと連携し、安心して暮らせる地域づくりを進めます。 ・単位老人クラブの新規会員増加や解散防止のため、各種交流事業や友愛活動、地域貢献事業等の充実に努めます。

【11】全庁的な体制整備

具体施策	主な内容
全庁的な体制整備	・地域生活課題を抱える者を包括的に支援するため、福祉、保健、医療も含めた関係部署の横断的な連携体制の強化に努めます。

４－２　　福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

【１】相談支援体制の整備

具体施策	主な内容
高齢者への相談支援体制	・地域包括支援センターや在宅介護支援センターを中心に、介護、福祉、医療等の関係機関と連携し、高齢者の相談支援体制の充実に努めます。 ・地域包括支援センターや在宅介護支援センターには、保健師、社会福祉士、介護支援専門員等を配置し、総合相談やサービス等の利用に関する情報提供等を行います。
障がい者・児への相談支援体制	・基幹相談支援センターや相談支援事業所を中心に、介護、福祉、医療等の関係機関と連携し、障がい者・児の相談支援体制の充実に努めます。 ・基幹相談支援センターや相談支援事業所には、精神保健福祉士や社会福祉士、相談支援専門員等を配置し、総合相談やサービス等の利用に関する情報提供、障害福祉サービス等の利用計画の作成等を行います。
子どもや妊産婦、子育て世帯への相談支援体制	・こども家庭センターを中心に、保育所や学校、児童相談所等の関係機関と連携し、子どもや妊産婦、子育て世帯の相談支援体制の充実に努めます。 ・こども家庭センターには、保健師や社会福祉士、保育士等を配置し、妊娠期から子育て期にわたる支援や要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦等への支援等を行います。
生活困窮者への相談支援体制	・相談支援員を中心に、ケースワーカーや士別市社協等の関係機関と連携し、生活困窮者の相談支援体制の充実に努めます。

【２】利用者の権利擁護

具体施策	主な内容
権利擁護の推進	・市は、後見センターと連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知と利用促進に努めます。
成年後見制度利用支援事業	・成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者や知的又は精神障がい者の申立てに要する経費や後見人等の報酬の全部若しくは一部を支援します。
日常生活自立支援事業利用助成事業	・非課税若しくは均等割のみ課税される方の日常生活自立支援事業の費用の全部若しくは一部を助成します。

【３】避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進

具体施策	主な内容
福祉パトロール	・一人暮らしの高齢者等、日常の見守り援護が必要な方を対象に、自治会や民生委員児童委員等の協力で、定期的な声掛けや安否確認等の見守り援護活動を行います。
生活支援サービス等の充実	・地域の困りごとを自助・互助・共助・公助の連携により解決が図られるよう、生活支援コーディネーターや地域助け合い活動協議体、高齢者団体等と連携し、地域で支え合う体制を構築します。
SOS ネットワーク	・SOS ネットワークは、一時的に行方不明になった児童・障がい者・高齢者を警察、市、関係機関等が協力して速やかに発見し、保護するシステムです。警察等の関係機関と連携し、行方不明者の早期発見・保護に努めます。
徘徊高齢者捜索補助機器助成金交付事業	・徘徊のおそれのある認知症高齢者等を在宅で介護している家族等に対し、GPS 機能の付いた機器の導入にかかわる初期費用を助成します。
避難共助計画の策定	・避難共助は、災害時避難行動要支援者名簿に登録されている方を、地域の方々で構成する災害時援護者（以下「援護者」という。）によって自宅から避難所に誘導するものです。市は、援護者による避難支援を円滑に進めるため、士別市社協に避難行動要支援者個別避難計画の作成を委託し、災害発生時の迅速かつ的確な支援に役立てます。
地域の目と声をください運動やわんわんパトロール	・士別市防犯協会と連携し、地域の目と声をください運動やわんわんパトロール等、子どもやお年寄りの地域での見守りに努めます。

４－３　　社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

【１】社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの推進

具体施策	主な内容
社会福祉法人の地域における公益的な取り組み	・社会福祉法人は、社会福祉法により地域における公益的な取り組みを実施することが責務とされています。様々な地域生活課題や福祉ニーズについて総合的かつ専門的に対応していくことが求められており、地域における公益的な取り組みの推進に努めます。

４－４　　地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

【１】地域住民、ボランティア団体、NPO 等の社会福祉活動への支援

具体施策	主な内容
ボランティア活動の推進	・市は、士別市社協等の関係機関と連携し、ボランティア団体の育成と底辺拡大の取り組みを支援します。 ・士別市社協は、ボランティアセンターの運営をはじめ、学童生徒のボランティア活動普及事業や福祉ボランティア団体助成事業等、ボランティア活動の推進に努めます。
ノーマライゼーション事業の推進	・ふれあい広場等で自力で移動が困難な方に対してのガイドヘルプ活動やボッチャ、車椅子ラグビー等の体験等、ノーマライゼーションの周知、普及、定着に努めます。 ・ボッチャセットの貸し出しやふれあい広場でのボッチャ、車椅子ラグビーの体験等、アダプテッドスポーツの推進に努めます。 ・福祉の店シュペツの運営や職親会等と連携した雇用支援等、障がい者団体等への支援に努めます。

【２】地域福祉を推進する人材の養成

具体施策	主な内容
福祉人材の確保・定着	・市は、将来にわたって安定的に介護サービスや障がい福祉サービス等を提供するため、貸付や助成等、福祉人材の確保・定着に努めます。
意思疎通支援者等の養成	・市は、ニーズに即した生活支援の充実や障がい特性に配慮した意思疎通支援の確保とその支援者の養成に努めます。
民生委員児童委員活動の充実	・市の民生委員児童委員は、令和６（2024）年４月現在で 57 人が委嘱されています。士別市民生委員児童委員協議会を中心に、委員の資質向上強化や住民の立場に立った民生委員児童委員活動の展開等の充実に努めます。

４－５　　包括的な支援体制の整備に関する事項

【１】住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

具体施策	主な内容
地域福祉に関する活動への支援	・士別市社協を中心に、自治会等と連携し、士別市小地域ネットワーク活動推進事業や士別市地域支え合いサロン開催支援事業等、在宅福祉活動等の地域への定着に努めます。 ・地域支え合い活動協議体を中心に、地域食堂の運営や買い物サポート事業を実施します。
地域住民等に対する研修の実施	・市民が学習機会の拡大と行政情報の共有化を図ることにより、市民参加による開かれた市政実現をめざすため、まちづくりふれあいトークを実施します。 ・士別市自治会連合会を中心に、わがまち“しべつ”の未来を語る会を開催します。

【２】包括的な相談支援体制の構築
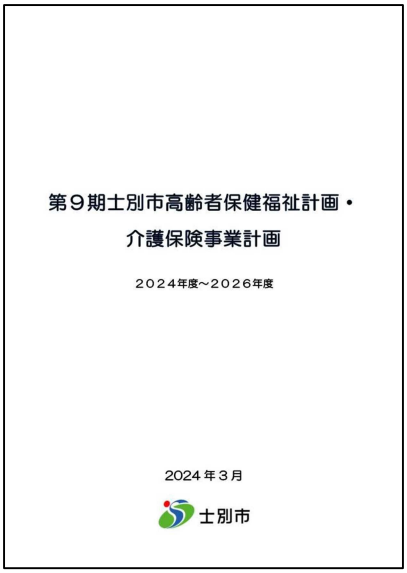
具体施策	主な内容
包括的な相談支援体制の構築	・地域住民の抱える課題が複雑化し、高齢者、障がい者・児、子ども、生活困窮者等の属性別の支援体制では、複合課題や制度の狭間にあるニーズへの対応が困難になっています。高齢者、障がい者・児、子ども、生活困窮者等の相談支援の枠組みを活かしつつ、属性を問わない包括的な相談支援体制の構築にむけ、関係機関や関係部署と連携し、調査・研究を進めます。